○法務省告示第三百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］ / ［略］ / ［略］	［同上］ / ［項を加える。］ / ［項を加える。］
株式会社ソーシン鋼業 / 北海道札幌市西区発寒十七条十四丁目三番三十号 / 鉄筋施工	［項を加える。］ / ［項を加える。］ / ［項を加える。］
有限会社下郷鉄筋 / 福島県南会津郡下郷町大字高陟字上居平乙二百九十四番地 / 鉄筋施工	
デグチ工業株式会社 / 山口県下関市長府扇町十二番二十四号 / 鉄筋施工	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［同上］ ロ　イ以外の実習実施機関
名称 / 所在地 / 実習内容	名称 / 所在地 / 実習内容
［略］ / ［略］ / ［略］	［同上］ / ［同上］ / ［同上］
習志野化工株式会社 / 千葉県八千代市大和田新田七百三十八番地 / 塗装、機械検査	習志野化工株式会社 / 千葉県八千代市大和田新田七百三十八番地 / 塗装

備考　表中の［　］の記載は注記である。